

別表3

家賃助成算定基準

- (1) 所得額は、入居者の収入月額（収入として認定しないものに該当するものを除く。）から必要経費を控除した額とする。
- (2) 収入は、次のものをいう。
  - ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第1項に定める不動産所得、第28条第1項に定める給与所得及び第33条第1項に定める譲渡所得
  - イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に定める公的年金給付
  - ウ 国及び地方自治体が支給する各種手当及び交通費給付
- (3) 収入として認定しないものは、次のものをいう。

地方公共団体又はその長が支給する福祉的給付金のうち、支給対象者1人につき17,000円以内の額（月額）
- (4) 必要経費は、次のものをいう。
  - ア 社会保険料
  - イ 所得税
  - ウ 地方税
  - エ 交通費
  - オ 基礎控除

(2)の収入から(3)を差し引いた額を基に、別表4「基礎控除額表」により算出した額

別表4

## 基礎控除額表

(単位:円)

収入金額(月額)別区分	控除額
0 ~ 15,000	収入額と同額
15,001 ~ 15,199	収入額と同額
15,200 ~ 18,999	15,200
19,000 ~ 22,999	15,600
23,000 ~ 26,999	16,000
27,000 ~ 30,999	16,400
31,000 ~ 34,999	16,800
35,000 ~ 38,999	17,200
39,000 ~ 42,999	17,600
43,000 ~ 46,999	18,000
47,000 ~ 50,999	18,400
51,000 ~ 54,999	18,800
55,000 ~ 58,999	19,200
59,000 ~ 62,999	19,600
63,000 ~ 66,999	20,000
67,000 ~ 70,999	20,400
71,000 ~ 74,999	20,800
75,000 ~ 78,999	21,200
79,000 ~ 82,999	21,600
83,000 ~ 86,999	22,000
87,000 ~ 90,999	22,400

収入金額(月額)別区分	控除額
91,000 ~ 94,999	22,800
95,000 ~ 98,999	23,200
99,000 ~ 102,999	23,600
103,000 ~ 106,999	24,000
107,000 ~ 110,999	24,400
111,000 ~ 114,999	24,800
115,000 ~ 118,999	25,200
119,000 ~ 122,999	25,600
123,000 ~ 126,999	26,000
127,000 ~ 130,999	26,400
131,000 ~ 134,999	26,800
135,000 ~ 138,999	27,200
139,000 ~ 142,999	27,600
143,000 ~ 146,999	28,000
147,000 ~ 150,999	28,400
151,000 ~ 154,999	28,800
155,000 ~ 158,999	29,200
159,000 ~ 162,999	29,600
163,000 ~ 166,999	30,000
167,000 ~ 170,999	30,400
171,000 ~ 174,999	30,800

収入金額(月額)別区分	控除額
175,000 ~ 178,999	31,200
179,000 ~ 182,999	31,600
183,000 ~ 186,999	32,000
187,000 ~ 190,999	32,400
191,000 ~ 194,999	32,800
195,000 ~ 198,999	33,200
199,000 ~ 202,999	33,600
203,000 ~ 206,999	34,000
207,000 ~ 210,999	34,400
211,000 ~ 214,999	34,800
215,000 ~ 218,999	35,200
219,000 ~ 222,999	35,600
223,000 ~ 226,999	36,000
227,000 ~ 230,999	36,400
231,000 ~	収入金額が231,000円以上の場合は、収入金額が4,000円増加するごとに400円増加